

No	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
1	<p>1わくわくあおもり子育てプランの概要</p> <p>3. プランの役割</p> <p>●1行目を「国、市町村と連携して計画が示す施策を推進し、国に対してはそのために必要な制度や財政の措置を期待します。」としてはどうか。（理由：はじめて読む人がよりわかりやすくなるため。）</p>	<p>○素案の「・国に対しては、地方公共団体との連携のもと、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。」は、県が国に対して期待する役割を記述したものであり、ご意見としていただいた県が国・市町村と連携して計画が示す施策の推進にあたる内容は「・県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。」との表現に含まれており、国や市町村と連携を図りながら施策の推進に取り組んでいくこととしています。</p> <p>○県は、国に対して「必要な措置と事業の推進」を期待していますが、ここでいう「必要な措置」には、ご意見の中で挙げられている制度の設計や財政の措置も含まれています。</p>	記述済み
2	<p>2総論 第1章 5 地域の状況について</p> <p>●「農村部＝地域のつながりが濃い」というのは、ステレオタイプの見方ではないだろうか？千葉市やさいたま市から見れば、青森市だって十分農村部ではないか？青森県内での都市部と農村部の比較だというのであれば、都市部と農村部での地域のつながりの違いを説明する統計データを出したうえで述べるべき。</p>	<p>○「5 地域の状況」には、「農村部＝地域のつながりが濃い」を直接関連付ける記述はありませんが、「市部への人口集中が進み、就業構造がかつての農業主体から大きく変化すると同時に、地域住民のつながりが希薄化しており、」という表現は、「郡部＝農村部＝地域のつながりが濃い」との連想をさせます。</p> <p>○ご意見の趣旨をふまえ、表現を次のように修正します。</p> <p>「都市部の人口が増加を続け、<u>地域コミュニティの活性化が求められています。</u> ～市部への人口集中、就業構造の変化がみとれます。地域コミュニティについては、～子どもの健全育成などを重要な役割と考える県民が多いですが、住んでいる地域コミュニティが機能しているかについては、「機能している」と感じる割合が44.8%にとどまっています。同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められています。」</p>	文章修正等
3	<p>2総論 第1章 7 子どもをめぐる問題について</p> <p>●サブタイトルが「児童虐待相談が・・・」となっている。このサブタイトルで非行や不登校問題をひと括りにすべきでない。サブタイトルから児童虐待を削除すべき。</p>	<p>○ご意見のとおり、子どもをめぐる問題は様々あります。そのため、第1章7では「子どもをめぐる問題」として、非行や不登校など児童虐待以外の問題についても触れています。</p> <p>○ご意見の趣旨をふまえ、表現を次のように修正します。</p> <p>「<u>児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えて</u>います。」</p>	文章修正等
4	<p>2総論 第1章 8 要保護児童への支援の状況について</p> <p>○児童福祉司の配置は全国的にも、まだまだ足りない。児童福祉司一人当たりの担当人口が全国平均より少ないというが、全国のなかでの順位を出して比較すべき。また、かつては青森県は児童福祉司の配置が全国1位であったが、現状ではそれが順位低下していることを述べないで、あたかも「青森県は恵まれている」といったニュアンスで県民に説明するのは公平でない。</p> <p>同じく里親の委託率についても、全国との比較がない。何に対して「拡充推進が求められて」いるのか、どこを目標にするのか、現状ではどこに位置するのかを説明すべきと思う。</p>	<p>○要保護児童への支援に関する取組を把握する資料として、本県及び全国の「児童福祉司1人当たりの担当人口」の現状をお示したものです。全国順位については記載していませんが、お示したデータにより全国平均との比較は可能であり、本県の置かれている現状を把握する資料として適当と考えています。</p> <p>○里親委託率については、全国との比較に関する記載がないため本県の置かれている状況を把握することが難しく、また、平成22年1月に国が策定した「子ども・子育てビジョン」では里親等委託率16%（平成26年度）の数値目標を掲げていることから、ご意見の趣旨をふまえ、表現を次のように修正します。</p> <p>「～本県の平成20年度の里親等委託率は11.8%（<u>全国10.4%</u>）となっており、<u>社会的養護体制の充実を図る観点からもより一層の拡充・推進が求められています。</u>」</p>	文章修正等
5	<p>2総論 第2章 2 基本的視点</p> <p>(2)すべての親が子育てを楽しむ親として育つことを大切にす視点</p> <p>●「若い人たちが、多様な生き方」をすることを広く進めてきた結果が、現在のNEETや引きこもり、ピーターパンシンドローム、少子化晩婚化という現状を生んだのではないか。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p> <p>○なお、現在、国を挙げて、仕事と生活の調和が実現した社会（国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会）を目指した様々な取組が進められています。</p> <p>また、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実はいか離れているといわれ、このかい離を生みだしている要因について、結婚では、経済的基盤、雇用、キャリアの将来の見通しや安定性、出産では、子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保の度合い、育児不安の度合い、教育費の負担感などがあげられています。</p> <p>結婚や出産は個人の決定に委ねられるものですが、希望の実現を妨げる社会的な要因が存在していることは否定できません。行政としては、このかい離を生みだしている社会的な要因を取り除き、希望が実現できる社会経済環境の整備、仕事と生活の調和が実現した社会の実現に取り組んでいくことが必要であると考えています。</p>	その他

No	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
6	<p>「障害」という言葉について</p> <p>●法律用語であるので県としては使用するのに抵抗がないのかもしれないが、全国的には見直しの気運が高まっている。時代を先取りする計画なのだから、用語の使用を慎重に検討してみても良いのではないか。</p>	<p>○平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」において、障害者の方々や様々な関係者の意見を参考として、障害者施策の総合的かつ集中的な見直しが行われており、その中で「障害」の表記のあり方の検討が行われることとなっています。現在は、法律用語として使用されている「障害」という表記を使用していますが、推進本部での検討状況等をみて、今後その表記について検討することとします。</p>	反映困難
7	<p>3各論 第3章 4 安全・安心な子育てをするために</p> <p>●犯罪や交通事故を例示として取り上げているが、虐待や家庭内での事故や怪我なども看過できない原因である。セーフティネットの推進という観点から、もっと広く考えるべきではないか。</p>	<p>○虐待の防止については、本県の施策目標として掲げており、3各論第3章1(4)子どもへの虐待防止対策の充実として記述済みであるため、ここでは言及していません。</p> <p>○犯罪や交通事故だけでなくその他の不慮の事故による外傷等を予防していくことも重要な課題であるため、ご意見の趣旨をふまえ、第3章「4 安全・安心な子育てをするために一子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します」の内容を、次のように修正します。</p> <p>「子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。」</p>	文章修正等
8	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを産み育てるために</p> <p>●「子どもへの虐待防止対策の充実」についての「子どもへの虐待に対する心のケア・・・」の対象は、加害する親か？そうだとすれば、被害を受けた子ども自身のこころのケアについては、計画のどこで謳っているのか？</p>	<p>○第3章1(4)子どもへの虐待防止対策の充実の前段において、子どもや保護者に対する治療や支援について記載しているように、支援の対象は加害する親に限らず、子どもや保護者などの家族も含まれます。また、②に記載のとおり、児童福祉施設に入所する被虐待児に対する心理療法や、虐待を受けた子どもとその家族を対象とした家族再統合を目指した治療体制の充実強化を図ることとしています。</p>	記述済み
9	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを産み育てるために</p> <p>●「様々な環境にある子どもへの・・・」についての「家庭環境に恵まれない子ども」という表現には抵抗がある。そういう表現の背後には「家庭環境が当然のこととして在る」ことに対して、「それが欠けていることは、恵まれないこと、かわいそうなこと」という発想が伺える。「困難な環境にある子ども」とか、「さまざまな事情で適切な養護が受けられない子ども」という表現の方が適切ではないか。同じような表現はp.15にもある。</p>	<p>○「恵まれない」という表現は個々人の価値観を含むため、説明文における「家庭環境に恵まれない子ども」という表現を「家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子ども」に修正します。なお、説明文以外の表現については、簡潔に「社会的養護を必要とする子ども」とします。</p>	文章修正等
10	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを産み育てるために</p> <p>(1)母性並びに子どもの健康の確保及び増進について</p> <p>①子どもや母親の健康の確保</p> <p>●子どもや母親の健康の確保には、母体管理等の保健指導に加えて、妊婦の時から精神的支えがあるとないとはその後の母子関係及び健康面に大きな違いが出てくることから、妊娠時からの妊婦の交流の場づくりや子育てに関する情報提供、子育て支援者とのつながりの充実が図られるべきであると思う。3項目目の「妊娠・出産についての悩みに応ずるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進めます。」の中に盛り込まれているのだと思うが、具体的に施策として取り組んでいって欲しい。</p>	<p>○妊婦への支援については、第3章1(1)①子どもや母親の健康の確保において、「妊娠、出産についての悩み相談に応じるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進める」ことを記述していますので、ご意見として承ります。</p>	その他
11	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを産み育てるために</p> <p>(1)母性並びに子どもの健康の確保及び増進について</p> <p>①子どもや母親の健康の確保</p> <p>●多胎についての記述がないようであるが、高リスク妊産婦がそれにあたるのでしょうか？多胎育児は、単体に比べて、かなりの育児の負担がかかっているし、虐待のリスクも高くなる確率が高いことから、多胎育児への支援を明記して欲しい。</p>	<p>○多胎育児の支援については、第3章1(1)①子どもや母親の健康の確保において、「妊娠、出産についての悩み相談に応じるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進めます。」として記述済みです。なお、具体的な取組内容については、事業の実施段階において検討します。</p>	記述済み

No	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
12	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを生み育てるために (2)地域における子育て支援サービスの充実 冒頭 ●「子育てに関する経済的支援に努めます」とあるが、県が現金給付でもしてくれるのか？と受け取られそうに感じますが・・・</p>	<p>○ご意見として承りました。 ○なお、支援の内容については、第3章1(2)④子育ての経済的支援の検討の項目で、医療費の助成や生活資金の低利融資制度など、具体的に記述しています。</p>	その他
13	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを生み育てるために (2)地域における子育て支援サービスの充実 ①地域における子育て支援の総合的な推進 ●2つ目のナカボツ（・）で「一定期間児童養護施設などで養育を・・・」とあるが、乳児院や里親に一時預かりすることもあるのだから、「児童福祉施設や里親」とした方がよいのではないか。そういうと県の人には「『など』という言葉に含まれます。」と答弁するのだろうか・・・</p>	<p>○乳児院や里親に一時預かりする場合については、「児童養護施設などで養育を行う」の「など」に含めて表現しています。</p>	記述済み
14	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを生み育てるために (2)地域における子育て支援サービスの充実 ①地域における子育て支援の総合的な推進 ●3行目「子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努めます。」とあるが、子育てボランティアとは、どういう目的のボランティアなのか不明確。子育て支援ボランティアなら、まだ役割が明確であるが、どのような活動を想定しているのか、よくわからない。</p>	<p>○「子育てボランティア」「子育て支援ボランティア」のいずれも、これまでの経験等を活かし、子育て中の親と子を様々な形で支援する人のことを総称する意味で一般的に使用されています。後期計画では、前期計画で使用した「子育てボランティア」という表現を踏襲しています。</p>	反映困難
15	<p>3各論 第3章 1 安心して子どもを生み育てるために (2)地域における子育て支援サービスの充実 ③地域における子育て支援者の養成と資質の向上 ●支援者と当事者の認識の違いを研修等の場で、目の当たりにする。当事者は、子育て支援のサービスを行政・民間問わず欲しており、行政と民間支援団体との更なる連携が望まれている。グレーゾーンの子育て家庭をレッドゾーンのハイリスクにしないための官民協働の取組を県が主導して構築する取組を今以上に積極的に進めていくことが必要であると思う。そのためには、子育て支援者同士のネットワークと当事者の主体性を支える支援の必要性を認識し、そのような視点に立った支援の充実が図られることが望まれる。例えば、地域子育て支援拠点の県域のネットワークを構築し、現在ひろば全協が研究を進めている地域子育て支援拠点事業のガイドラインを県が主導して、支援者に普及させ、子育て支援が当事者同士のピアサポートで循環していく仕組みを作っていくことが、今後の子育て支援には不可欠となってくるといっても過言ではない。そのような内容を盛り込んだ施策を切に希望する。</p>	<p>○子育て支援者同士のネットワークについては、第3章5(1)①子育て支援機関のネットワークの推進において広域的ネットワーク化の充実を図ることを記述しています。当事者の主体性を支える支援については、第3章1(2)①において「子育て中の保護者が気軽に集い、相互に交流できるスペースの提供や子育て情報の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努め」ることを記述しています。なお、具体的な事業の実施方法については、実施段階で検討します。</p>	記述済み
16	<p>3各論 第3章 3 働きながら子どもを育てるために (1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ●「一般事業主行動計画の普及についての効果的な連携の促進」を盛り込んではどうか。一般事業主行動計画の普及等による育児休業取得率向上につながる環境整備については、国と県が効果的な連携を図りながら進めていく必要がある。</p>	<p>○一般事業主行動計画については、各都道府県労働局が指導・所管していますが、一般事業主に求められるワーク・ライフ・バランスの普及啓発については、第3章3(1)①に記述のとおりであり、国と県が連携して取り組むこととしています。</p>	記述済み

No	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
17	<p>3各論 第3章 3 働きながら子どもを育てるために (3)農山漁村における子育て環境づくりの推進</p> <p>●青森県の子育ての現状は、市部と町村部での課題が大きく違い、その違いを踏まえた、子育てプランを策定する必要があると思う。町村部の少子化が深刻な地域は、子育てを地域で支えあう環境を整える以前に、雇用の問題や住み続けたいと思わせる地域の特性を生かしたまちづくりを積極的に進めることが急務となっていると思う。子育てを切り口に、子どもたちにも参画してもらい、自分たちのまちづくりをおとなが意図的に考えていく取組が必要なのではないかと思う。そのためには、子どもたちと協働でまちづくりを進めていくファシリテーターの役割を担うおとなの養成やプログラムの開発をしていければよいのではないかと思う。</p>	<p>○ご意見として承りました。</p>	<p>その他</p>
18	<p>3各論 第3章 5 みんなが子育てに参加するために (4)推進体制の整備</p> <p>②県・市町村支援における推進体制の整備</p> <p>●前期行動計画の実施を経ても、尚且つ少子化に歯止めがかからない厳しい現実から、本気で脱却をはかる手立てを考えなければ、青森県の未来は語れないといっても過言ではない。青森県の将来は、青森県を将来支えていく、今の子どもたちと、これから生まれてくる子どもたちにかかっている。後期行動計画では、計画実施に伴い、子育て環境の今以上の改善、そしてその効果の最たるものとして、少子化が緩やかに改善するような未来が切実に望まれる。そのためには、計画の進捗状況を当事者を含む外部評価会などに評価してもらい、細かく検証していくような仕組みが必要ではないかと思う。また、市町村にも行動計画が着実に実行できるようなコンサルティングを子育て支援コーディネーターなど、有識者に依頼するなどして、地域の実情にあった計画の推進を支援するコーディネートを県が担うべきである。</p>	<p>○ご意見の趣旨等をふまえ、「1わくわくあおもり子育てプランの概要」の「5.プランの進行管理」について見直しを行います。</p> <p>庁内の推進体制については、計画に基づく各種施策を庁内関係各部署が連携して部局横断的に推進できるよう、新たに「青森県次世代育成支援対策庁内推進会議」を設置し、各課の関係事業の進捗状況を点検・評価するとともに、事業の効率的な実施等に取り組みます。</p> <p>外部評価については、新たに「青森県次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、定期的に計画推進のための協議を行いながら、各構成員による次世代育成支援対策の推進を情報交換するなど、県を挙げての推進に取り組みます。</p> <p>○「5.プランの進行管理」に関する表現を次のように修正します。</p> <p>「そのため、「青森県次世代育成支援対策庁内推進会議」を設置し、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策地域協議会」と連携しながら、その後の対策を検討します。」</p>	<p>文章修正等</p>